

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

町営住宅の入居者を募集します

1. 募集住宅の概略

町営住宅名	規格	床面積等	家賃（月額）	形式
町営萩田住宅12号 （軽米町大字軽米2-70-1）	3K	46.48㎡ 昭和50年度建築	3,500円～5,200円 （4段階）	4連棟
町営新萩田住宅2号 （軽米町大字軽米2-25-1）	3DK	75.20㎡ 平成12年度建築	18,000円～26,800円 （4段階）	1戸建

※家賃は、入居する世帯の収入と扶養者などの内容により異なります。

2. 入居資格

- （1）現在同居し、または同居しようとする親族があり、現に住宅に困窮していること。（ただし、60歳以上の方、障害をお持ちの方は、単身入居ができる場合があります。）
- （2）入居しようとする世帯員の所得合算額が、法令で定められた基準内であること。
- （3）町税などを滞納していないこと。
- （4）申込者および同居しようとする人が暴力団員でないこと。

【問い合わせ・申し込み先】地域整備課（☎46-4741）



○入居時期

6月下旬ごろ

○申し込み方法

関係書類をお渡ししますので役場・地域整備課にお越しください。申し込みには、申請書類のほか所得課税扶養証明書、住民票などが必要になります。

○募集期間

5月16日（月）～5月31日（火）

9:00～17:00

※土曜日・日曜日・祝日の申し込み受付、お問い合わせはできません。

☆入居希望者が多い場合には抽選となります。

☆入居の際には、敷金の納付（家賃の3カ月分）や連帯保証人（2名）の所得証明書、印鑑登録証明書が必要となります。

平成28年度

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業（住宅改修費補助金）について

町では、要援護高齢者や重度身体障害者の自立支援と家族介護の負担軽減など、在宅福祉の向上を図るため、住宅改修をする場合に必要な経費に、補助金を交付します。

【対象者】

- （1）介護保険の要介護・要支援（要支援1から要介護5）の認定を受けて、日常生活を営むのに支障がある高齢者がいる世帯。
- （2）下肢、体幹機能障害により、級別が1級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている重度障害者の方がいる世帯。

【対象となる改善】

トイレや浴室などの改善、床面の段差解消、手すりの設置など日常動作や介護動作の向上が認められる場合。

【補助金の額】

- （1）介護保険給付対象者の場合（※上限額40万円）
対象改修費の額から対象者1人あたり介護保険住宅改修費支給限度額（20万円）を控除した額の3分の2に相当する金額。
- （2）重度身体障害者の場合（※上限額40万円）
対象改修費の額から対象者1人あたり障害者住宅改修費（20万円）を控除した額の3分の2に相当する金額。

【補助対象外】

- （1）新築、増築並びに賃貸住宅の改修。
- （2）世帯の合計所得金額が基準を超えている場合。
- （3）すでに改修などが終わったもの。
- （4）過去にこの事業により補助を受けたことのある世帯。
- （5）平成14年4月1日以降に新築した住宅の改修。

【申込受付期間】

6月13日（月）から6月30日（木）まで

【その他】

- （1）平成29年2月末までに完了する改修が対象となります。
- （2）申込者数が多数で申請額が予算額を超えた場合には、受付順となります。早めに申し込みくださるようお願いいたします。
- （3）受付期間内であっても、予算額を超える申し込みがあった時点で受付を締め切らせていただきます。

【問い合わせ・申し込み先】健康福祉課
福祉グループ（☎46-4111）

町が問い合わせ先や申し込み先になっている記事は、町ホームページの「各課からのお知らせ」などに、より詳しく掲載していますので、そちらもご確認ください。



2016
希望郷

第71回国民体育大会

いわて国体

広げよう 感動。伝えよう 感謝。

軽米町では、10月2日から
野球競技（一般）が行われます

国体開催まで
あと143日



5月25日開催！ チャレンジデー2016

チャレンジデーは、当日町内で15分以上続けて体を動かした人の参加率で対戦相手と競う市町村対抗のイベントです。今年の対戦相手は秋田県の五城目町。ご家族で、地域で、職場で、みんなでぜひご参加ください。

《 みんなでラジオ体操♪ 》

【会場】役場駐車場

【時刻】6:30

ラジオ体操で一日を
気持ちよくスタートしましょう！



《 軽スポーツの体験 》

○ミル・みるハウス 10:00～14:00

○物産交流館 15:00～18:00

○町民体育館 19:00～21:00

(ヒットだ！ターゲット、輪投げ など)

《 転倒予防セミナー・ウォーキング 》

今年は転倒予防セミナーと寿大学が同時開催。

【会場】農村環境改善センター

【時刻】10:00開始



《 各種団体主催イベント 》

○パークゴルフ大会

○ゲートボール大会

○ダンスパーティー など

※雨天の場合、中止または内容の変更がある場合があります。ご了承ください。

☆参加報告を忘れずに！

①役場へ提出する

全世帯に配付している報告書に記入し提出してください。

○役場チャレンジデー本部 8:30～21:00

○晴山・小軽米出張所 8:30～17:00

②電話・FAXで報告する

受付時間 8:30～21:00

☎46-4744、FAX 46-3050

③施設・店舗などに届ける

下記施設・店舗などに設置する参加報告書回収箱に届けてください。

○町民体育館

○物産交流館

○図書館

○ミル・みるハウス

○晴高どんどん市場

○たけさわストア

○ユニバース軽米店

○コメリ軽米店

○薬王堂軽米店

◆対戦相手の特産品をプレゼント◆

参加した方に抽選で秋田県五城目町の特産品をプレゼント！参加報告を忘れずに行ってください。

【問い合わせ先】

軽米町チャレンジデー実行委員会事務局

教育委員会事務局・生涯学習グループ内 (☎46-4744)

第8回 軽米町住民勉強会の開催について

【日時】5月23日(月) 18:30～20:00

【会場】農村環境改善センター(役場となり) 1階大会議室

【内容】①これまでの経緯と報告
②「不許可処分」とその理由
③今後予想される動き
④意見交換

旧晴高小学校での古着直接受入について

旧晴高小で古着の直接受け入れを行います。軽トラックなどで多くの古着を出される方はご利用ください。古着回収ボックスと同じように中身の見えるビニール袋に入れてお持ちください。

【日時】5月31日(火) 8:30～10:00

【内容】

- ・回収できる古着は衣類(外着)全般、Tシャツ、手袋、帽子、ベルト、くつなどです。
- ・衣類であっても濡れたものや下着・肌着などは回収できません。
- ・古着を入れるビニール袋は小分けにし、口をしばって持ち運びしやすいようにお願いします。

【問い合わせ先】町民生活課

町民生活グループ (☎46-4734)

農振除外の手続きは 5月31日までに

町では、平成28年度に軽米農業振興地域整備計画の見直しを行います。

平成29年度から5年以内に住宅建設や事業開発などによる農地転用(農地を農地以外に変えること)を予定している人は、「農振除外」の手続きが必要となります。

【受付期間】5月31日(火)まで

【提出先】産業振興課・農政企画グループ

【提出書類】

①農用地利用計画変更申出書

②事業の概要が分かる図面

③資金調達の裏付け資料

④周囲の土地利用現況図

⑤土地の全部事項証明書及び公図

⑥位置選定検討表

⑦位置図

⑧委任状

⑨同意書

※受付期間を過ぎると6月から農業振興地域整備計画の見直しが始まり、定期見直しが完了する来年3月まで個別の計画変更ができなくなります。

※原則として今回の見直し後5年間は農振除外の手続きができません。

【問い合わせ先】産業振興課

農政企画グループ (☎46-4739)

広報かるまい **お知らせ版** **その2**



毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

平成28年度軽米町地域支援事業のお知らせ

町では、介護予防のためのサービスや介護保険制度を補うサービスとしてさまざまな事業を行っています。今回はその内容をお知らせいたしますので、利用を希望する方は申請手続きを行ってください。

事業名	あったかヘルパー	はつらっデイサービス	ひとり暮らし高齢者見守り事業
事業内容	ホームヘルパーが週に1～2回、自宅を訪問し、次のような支援を行います。 ①家事に関すること 調理、洗濯、掃除、買い物など ②介護に関すること 食事、排せつ、入浴、着替え、通院などの介助 ③相談や助言に関すること (年末年始を除く月～金曜日まで)	閉じこもり予防、介護予防を目的にしたデイサービス(送迎、創作活動、給食、入浴)	相談員が家庭訪問または電話による見守りを月1回行います。
対象者	次のいずれかに該当する方 ①積極的に介護予防が必要と判定された方 ②65歳以上の1人暮らしまたは高齢者だけの世帯の方 ※介護認定を受けている方は利用できません。	次のいずれかに該当する方 ①積極的に介護予防が必要と判定された方 ②65歳以上の1人暮らしまたは高齢者だけの世帯の方 ③75歳以上で支援が必要な方 ※介護認定を受けている方は利用できません。	65歳以上の1人暮らしの方で、軽米町災害時要援護者台帳に登録している方 ※他のサービスを利用している方は、対象外となる場合があります。
自己負担額	1回(1時間)あたり150円 (生活保護の方は無料)	1回あたり750円 (生活保護の方は無料)	なし
実施機関	軽米町社会福祉協議会	軽米町社会福祉協議会 くつろぎの家	軽米町社会福祉協議会
申請先	●軽米町社会福祉協議会 (☎46-2881) ●軽米町健康福祉課 (☎46-4111)	利用したい施設へ直接、申し込みください。 ●軽米町社会福祉協議会 (☎46-2881) ●くつろぎの家 (☎47-2351)	●軽米町社会福祉協議会 (☎46-2881) ●軽米町健康福祉課 (☎46-4111)

事業名	よりそい弁当	おむつ支給事業	介護手当
事業内容	月～土曜日まで、夕食として1回当たり1食を配達します。 ※利用者宅に原則手渡しで配達することとします。	常時おむつなどを利用する方を在宅で介護されている家族へおむつなどを現物支給します。 品目名は、紙おむつ、尿とりパット、リハビリパンツで、1人1ヶ月あたり、4,000円を限度とします。	1年間、介護保険サービスを必要最低限のみ利用し、在宅で適切に介護されている家族に対し年額10万円を限度に支給します。
対象者	次のいずれかに該当する方 ①食事の調理、買い物が困難な65歳以上の1人暮らしまたは高齢者だけの世帯及び障がい者だけの世帯の方 ②積極的に介護予防が必要と判定された方	要介護4・5と認定された町民税非課税世帯の方を在宅で介護している家族。	次の全てに当てはまる方 ①町民税非課税世帯の方 ②要介護4・5と認定された方を在宅で適切な介護をしている方 ③介護保険サービスを必要最小限で対応している方
自己負担額	お弁当…300円 おかず(ごはんなし)…200円	なし	なし
実施機関	㈱軽米町産業開発	軽米町社会福祉協議会	軽米町健康福祉課
申請先	介護認定を受けている方は、担当ケアマネージャーへご相談ください。 ●軽米町社会福祉協議会 (☎46-2881) ●軽米町健康福祉課 (☎46-4111)	●軽米町社会福祉協議会 (☎46-2881) ●軽米町健康福祉課 (☎46-4111)	申請にあたっては、担当ケアマネージャーへご相談ください。

【問い合わせ先】健康福祉課・福祉グループ (☎46-4111) FAX: 48-1061

平成28年度「ご近所支え合い活動助成金」の第2次募集について

岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターでは、「ご近所支え合い活動助成金」の募集を行っています。

「ご近所支え合い活動助成金」とは、県民が共に助け合い支え合う活動を支援し、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するための助成制度です。

【助成対象事業】市町村単位もしくは市町村の一部で行う、次のいずれかの活動。

- (1) 高齢者が主体となって行う事業
- (2) 高齢者などをサービスの対象とした支え合い活動

【助成期間】助成期間は単年度。ただし、継続して助成することにより事業の効果が高まると認められる場合は、3年を限度として助成。

【助成額】5万円以上～30万円以下

【助成対象者】県内に住所または活動の本拠がある団体または法人

【事業採択条件】①県内に住所または活動の本拠があること
②他の助成制度の助成を受けていないこと
③営利を目的としていないこと
④第三者に資金交付することを目的としないこと
⑤事業活動内容に社会貢献性が認められること
⑥過去に同一事業で本助成金を受けていないこと
⑦事業の主たる部分を外部委託していないこと
⑧助成対象経費が適正であること

【助成対象経費】事業を実施するために直接必要とする経費
・謝金 ・旅費 ・食糧費 ・印刷製本費 ・消耗品 ・使用料 など

【締切日】6月17日(金) 必着

【事業の選定】提出された計画書を外部委員による審査会で書類審査し、実施事業を選定します。

【問い合わせ・申請書類提出先】岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンター
盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ6階
(☎019-606-1774) FAX: 019-606-1765

平成28年経済センサス 活動調査にご協力をお願いします

【調査の目的】
この調査は、全産業分野の事業所や企業の経済活動の状況を全国的規模、地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる情報の整備を図ることを目的としています。

【調査の期日】6月1日(水)

【調査の対象】全国すべての企業と事業所

【調査の方法】
岩手県から任命された調査員が5月末日までに訪問し、調査票をお配りします。

◆調査の趣旨・必要性をご理解いただき、回答へのご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】総務課
企画グループ (☎46-2111)

『ゆったり介護の会』開催について

介護している方、介護に関心のある方の交流や情報交換の場として、介護者のつどい「ゆったり介護の会」を開催しています。

どなたでもお気軽にご参加ください。

【日時】毎月第3水曜日 13:30～15:30

28年	5月18日	6月15日	7月20日
	9月21日	10月19日	11月16日
	12月21日		
29年	1月18日	2月15日	3月15日

【場所】軽米中央公民館講座室
(※昨年度の防災センターから変更になりました。)

【問い合わせ先】
○ゆったり介護の会(代表 竹澤)
(☎46-3560)
○健康福祉課・福祉グループ
(☎46-4111) FAX: 48-1061

エゴマ生産奨励補助金について

町では、エゴマの生産振興・生産面積拡大を図るため、平成28年度において次のとおり補助金を交付します。

【対象】
町内で耕作しており、軽米エゴマの会に加入し、(株)軽米町産業開発に原穀の売り払いができる方。

【補助金の額】
(1) エゴマ生産振興補助金 1kgあたり 100円
(2) エゴマ産地拡大補助金 10aあたり 10,000円

【申請方法】下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】産業振興課
商工観光グループ (☎46-4746)

第33回軽米町グリーンデーの開催

次世代に引き継ぐ緑豊かな郷土づくりを推進するため、下記の日程で、第33回軽米町グリーンデーを開催します。

【開催日時】6月10日(金) 10:00～
【開催場所】晴山保育園
【内容】サクラとツツジの植樹

【問い合わせ先】産業振興課
農林振興グループ (☎46-4740)



広報かるまい お知らせ版 その3



毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

特定健診を受けましょう

町では、下記日程により肺がん、大腸がん、特定健診を実施します。
ご都合に合わせて、お好きな場所で受診できます。特定健診（国保）、
基本健診を受ける方に、新たに塩分摂取量を推定する検査が加わります。

期 日	受 付 時 間	場 所
5月23日 (月)	9:30~11:30 13:00~14:30	晴山農業構造改善センター
5月24日 (火)	9:30~11:30 13:00~14:30	山内農業構造改善センター
5月27日 (金)	9:30~11:30 13:00~14:30	小軽米生活改善センター
5月30日 (月)	9:30~11:30 13:00~14:30	晴山公民館
5月31日 (火)	9:30~11:30 13:00~14:30	農村環境改善センター
6月1日 (水)	9:30~11:30 13:00~14:30	笹渡農業構造改善センター
6月2日 (木)	9:30~11:30 13:00~14:30	旧円子小学校
6月3日 (金)	9:30~11:30 13:00~14:30	高家生活改善センター
6月5日 (日)	9:30~11:30	農村環境改善センター
6月6日 (月)	9:30~11:30 13:30~14:30	健康ふれあいセンター
6月7日 (火)	9:30~11:30 13:30~14:30	
6月9日 (木)	10:30~11:30	長倉改善センター
	14:00~16:00	農村環境改善センター
	17:30~19:00	
6月10日 (金)	9:30~11:00 13:30~14:30	上円子自治公民館 大清水地区活性化センター
6月13日 (月)	9:30~11:00 13:30~14:30	小玉川生活改善センター 増子内農村振興会館
6月14日 (火)	9:30~11:30 13:00~14:30	農村環境改善センター
6月16日 (木)	14:00~16:00 17:30~19:00	晴山公民館
6月17日 (金)	9:30~11:30 13:00~14:30	米田農業構造改善センター
6月19日 (日)	9:30~11:30	農村環境改善センター

※ 特定健診を国保以外の被扶養者が受診するときは、保険証、受診券
(保険者ごとの発行) が必要です。

【問い合わせ先】 健康福祉課
健康づくりグループ (☎ 4 6 - 4 1 1 1)

マイマイガの駆除に ご協力をお願いします

昨年、町内各地でガ（マイマイガ）の発生が
確認されており、現在、産み付けられた卵からガ
の幼虫（毛虫）がふ化しはじめています。

人家の壁や樹木などに産み付けられた卵か
ら、毛虫が発生している場合には、市販の殺虫
剤などでも駆除できます。

まだふ化していない卵については、取り去る
などして処分しましょう。

また、駆除作業を行う場合には、事故などの
無いよう充分注意してください。

○卵塊除去方法

底部を切り取った角型のペットボトルやヘラ
を使い、卵塊を削ぎ落とします。削ぎ落とした
卵塊は土に埋めるか、燃えるごみとして処理し
てください。除去作業を行うときには、毛が飛
散しますので、マスクやゴーグルを使用してく
ださい。

【問い合わせ先】 町民生活課
町民生活グループ (☎ 4 6 - 4 7 3 4)

教育相談の実施について

お子さんのことで、気になることがありまし
たらぜひご相談ください。

教育相談員、指導主事などが面接や電話でご
相談をお受けしています。どうぞお気軽にご相
談ください。

◎相談日程【5月】

期 間	曜 日	時 間	場 所
5月31日	火	9:00 ～ 15:00	軽米中央公民館 (1階事務室)

- ・ご相談にこられる場合は、事前の申し込みを
基本としますが、当日ご来場いただいても相
談が受けられます。
- ・中央公民館の行事などにより相談期日、相談
会場を変更する場合があります。

《教育相談受付番号》

☎ 4 6 - 4 7 4 3 (町教育委員会事務局)

【相談員】

園田 清和 (教職経験者) 自宅 (☎ 3 2 - 2 9 1 0)
平成25年度から教育相談を担当しています。
どうぞお気軽にご相談ください。

移動図書館車「やまなみ号」をご利用ください

Ⅰコース 水曜日

	巡回場所	巡回時間	巡回日
1	晴山出張所	9：30～	5月18日
2	晴山保育園	10：00～	6月15日
3	太陽の里	12：20～	7月13日
4	晴山小学校	13：10～	9月14日
5	太陽荘	13：40～	10月12日
6	くつろぎの家	14：10～	11月16日
7	読書グループ平様宅	14：40～	12月14日
8	※晴山地区消防屯所 第7分団1部	15：20～	平成29年 1月25日 3月8日

※は奇数月のみ巡回

Ⅲコース 金曜日

	巡回場所	巡回時間	巡回日
1	小軽米小学校	10：15～	5月20日
2	小軽米保育園	10：50～	6月17日
3	花の里かるまい	11：30～	7月15日
4	軽米幼稚園	13：20～	9月16日
5	就労継続支援B型 事業所こぶし	13：50～	10月14日
6	ピヨピヨ広場 (青少年ホーム)	14：20～	11月18日
7	軽米保育園	14：50～	12月16日
			平成29年 1月27日 3月10日

Ⅱコース 木曜日

	巡回場所	巡回時間	巡回日
1	地域活動支援センターふれあい	9：30～	5月19日
2	笹渡保育園	10：20～	6月16日
3	※デイサービスセンターせせらぎ	11：00～	7月14日
4	※ふれあいセンター	13：20～	9月15日
5	※グループホーム 花の里かるまい	13：40～	10月13日
6	※いちい荘	14：10～	11月17日
			12月15日
			平成29年 1月26日 3月9日

※は奇数月のみ巡回

利用案内

- 貸出冊数
個人：1人10冊まで 団体：1団体50冊まで
- 貸出期間 次の巡回日まで
- ※利用したい図書がある場合は、前日までにご連絡ください。

【この枠内の問い合わせ先】
町立図書館（☎46-4333）

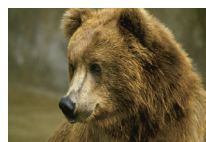
5月のテーマ図書展
「おもちゃのチャチャチャ」
31日まで開催中であ

時代とともに“おもちゃ”は様変わり？しかし、いつの時代も子どもは、おもちゃで遊び学んで成長してきたはず。今月は、『こどもの日』にちなんで、“おもちゃ”に関する本を用意しました。どうぞご利用ください。

おはなしの会「図書館ひろば」
～みんなあつまれ！～

絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、季節の折り紙遊びなどを行います。お気軽にご参加ください。

- 【日時】5月21日（土）10：00～11：00
- 【会場】町立図書館となりの蔵
- 【対象】幼児、小学校低学年



山でクマに出会わないために！

【クマに出あわない工夫をしましょう】

- ◆入山地域のクマの出没状況についての情報を収集し、危険な場所には近づかない
- ◆クマの行動が活発な朝夕や霧が出ているときの行動はさける
- ◆できるだけ単独行動はさけ、2人以上で行動する
- ◆鈴、笛、ラジオなど音のするものを身につけ、人の存在をクマに知らせる
- ◆ときどき辺りに注意を払い、クマのフンや足跡を見つけたら引き返す
- ◆子グマを見つけたらそっと立ち去る（近くに母グマがいて危険です）

【もしクマに出あってしまったら】

- ◆慌てず、騒がずクマを刺激しない
- ◆急に立ち上がったたり、大声をあげたり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしない（逃げるとクマは本能的に追いかけてきます）
- ◆クマの動きを見ながらゆっくり後退する。

【クマを引き寄せないために】

- ◆人や里山にクマを引き寄せないためにも、野山に生ゴミを捨てたり野生動物に餌を与えたりしてはいけません
- 残飯などの味を覚えたクマは、やがて人里周辺にまで接近し被害を与えることがあります
- ◆登山、ハイキング、溪流釣、山菜採りなどの際に出る生ゴミのほかにも、廃棄農畜産物の適正な処理が必要です

しかし、万全な対策はありません。
クマによって性格が違います。
山や森はクマの生活場所であることを忘れずに、十分注意して行動しましょう。

【問い合わせ・クマの目迎情報の通報先】

- 町民生活課・町民生活グループ（☎46-4734）
- 二戸保健福祉環境センター・環境衛生課（☎23-9202）